

道路交通情報提供業務委託に係る埼玉県公安委員会の認定基準

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の2第2項の規定に基づく、道路交通情報提供業務（以下「情報提供業務」という。）の委託に際して、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の7第2項の規定に基づき、委託を受ける法人が、情報提供業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであると埼玉県公安委員会が認める基準について定める。

情報提供業務の委託を受ける者は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

1 道路の交通に関する情報を提供することにより、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）及び情報提供業務従事者（委託事務責任者及び職員）のうちに、次のいずれにも該当する者がいないこと。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

(6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(7) 心身の障害により情報提供業務を適正に行うことができない者

(8) 飲酒運転又は無免許運転で罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しない者

(9) 過去5年以内に交通死亡事故を起こした者

3 情報提供業務を行うに当たり必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。

(1) 組織

ア 埼玉県警察本部交通管制センター（さいたま市浦和区常盤4丁目11番21

号) 内に事業所等の拠点を設置すること。

イ 3名以上の職員を委託事務に専従させ、かつ責任者を配置させること。

ウ 情報提供業務従事者が直接的に雇用されていること。

エ 悪天候時や災害発生時においても、必要な人員を速やかに確保し、交通情報の提供ができること。

(2) 能力

ア ラジオ及び電話による交通情報の提供に従事したことがある者又は組織内で十分な研修を受け、かつ訓練を積んだ者を配置できること。

イ 上記事務に3年以上従事した者を1名以上配置できること。

(3) 設備

ア 埼玉県内のみならず、広域に交通情報を収集するためのネットワークを有した端末装置を2台以上有すること。

イ 電話照会対応電話機（自動応答機能を含む。）を2台以上有すること。